

中野区立福祉住宅条例(平成10年条例第18号)新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第30条 (略) (福祉住宅の検査)</p> <p>第31条 区長は、福祉住宅の管理上必要があると認めるときは、区の職員のうちから区長が指定した者に福祉住宅の検査をさせ、又は使用者に対して必要な指示をさせることができる。ただし、福祉住宅の修繕及び改良のための検査については、次条の規定により同条に規定する指定管理者に福祉住宅の管理を行わせているときは、当該指定管理者として指定した法人その他の団体の職員のうちから区長が指定した者に行わせることができる。</p> <p>2 前項の検査において、現に使用している福祉住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該福祉住宅の使用者の承諾を得なければならない。</p> <p>3 第1項の規定による検査に当たる者は、その身分を示す証書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。 (指定管理者による管理)</p> <p>第32条 区長は、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により区長が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)</u>に福祉住宅の管理を行わせることができる。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第33条 指定管理者は、<u>区長が指定する福祉住宅について次に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> — <u>福祉住宅及び共同施設の保全、修繕及び改良に関すること(区長の権限に属するものを除く。次号及び第3号において同じ。)</u> — <u>使用者の共同の利便となる施設の整備その他居住環境の整備に関すること。</u> — <u>第4条第1項に規定する福祉住宅を使用する者の公募に関すること。</u> — <u>前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務</u> 	<p>第1条～第30条 (略) (住宅の検査)</p> <p>第31条 区長は、福祉住宅の管理上必要があると認めるときは、区の職員のうちから区長が指定した者に福祉住宅の検査をさせることができる。<u>この場合において、区長は、福祉住宅の修繕及び改良のため必要があると認めるときは、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人、民法(明治29年法律第89号)第34条に規定する法人又は東京都住宅供給公社その他の公共的団体(以下「社会福祉法人等」という。)</u>の職員のうちから区長が指定した者に福祉住宅の検査をさせることができる。</p> <p>2 前項の検査において、現に使用している福祉住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該福祉住宅の使用者の承諾を得なければならない。</p> <p>3 第1項の規定による検査に当たる者は、その身分を示す証書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。 (管理の委託)</p> <p>第32条 区長は、福祉住宅の管理に関する事務のうち次の各号に掲げるものについて、<u>社会福祉法人等に委託することができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> — <u>使用者の安否の確認に関すること。</u> — <u>緊急時の対応に関すること。</u> — <u>共用部分の軽易な維持管理に関すること。</u> — <u>福祉住宅及び共同施設の保全、修繕及び改良に関すること。</u> — <u>使用者の共同の利便となる施設の整備その他居住環境の整備に関すること。</u> — <u>その他、区長が必要と認める事務</u>

(秘密保持義務等)

第 3 4 条 指定管理者の代表者その他の役員及びその業務に従事する者(以下「従事者等」という。)は、当該業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己若しくは第三者の利益を図る等不当な目的のために利用してはならない。指定の期間が終了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者等がその職を退いた後においても、同様とする。

(罰則)

第 3 5 条 使用者が詐欺その他の不正行為により使用料の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額以下の過料を科する。

(委任)

第 3 6 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則 (略)

別表 (略)

附 則

この条例は、平成 1 8 年 9 月 1 日から施行する。

(罰則)

第 3 3 条 使用者が詐欺その他の不正行為により使用料の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額以下の過料を科する。

(委任)

第 3 4 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則 (略)

別表 (略)